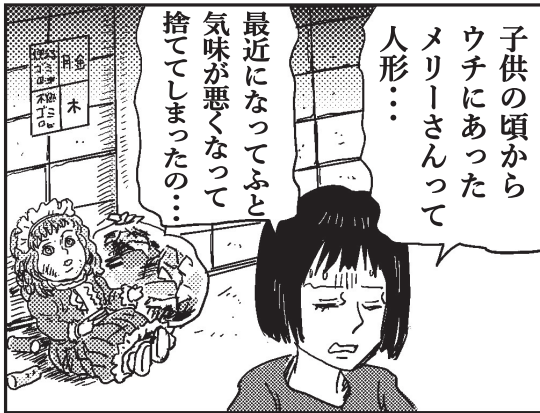


トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

押し買いトラブル編



不用品を買い取るとの電話で自宅に入れたが、買取りを希望した商品以外の貴金属を、強引に安く買ったたかれた

来訪を断ったのに家に訪問されても

- 安易に家に入れない！
- 一人で対応しない！
- 買取を希望する物以外（貴金属など）は、キッパリ断る！

不用品や貴金属の買取業者は古物商許可が必要（許可証の確認）買取条件などの書面交付を受ける

押し買いはクーリング・オフができ、期間中は商品の引渡しを拒否できる

困ったら消費生活総合センターに相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666